

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

大分国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和50年8月ごろに未納となっている国民年金保険料を送付された納付書により一括納付したにもかかわらず、49年4月から50年3月までの納付事実が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、保険料納付済期間には前納期間も含まれるなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「昭和50年7月ごろ国民年金に加入し、同年8月ごろに送付された納付書により、未納となっていた国民年金保険料（1万3,200円ぐらい）をA郵便局又はB郵便局で一括納付した。」と主張しているところ、i) 申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から昭和50年7月ごろと推認できること、ii) 50年8月時点では申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立人が一括納付したと主張する金額（1万3,200円ぐらい）は実際に申立期間の保険料を納付するのに必要な国民年金保険料額（1万1,400円）とほぼ一致すること、及びiii) 申立人が所持している51年1月から同年3月までの保険料の領収書にはB郵便局の領収印が押印されており、申立期間当時、申立人が主張する郵便局において実際に保険料を納付していたことが確認できることなど、申立人の申立期間に係る保険料納付についての主張は詳細かつ具体的であるだけでなく、その内容が基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

昭和55年10月にA市からB市に転入した際、勤務先の都合で厚生年金保険の加入が年明けになると言われたため国民年金に加入した。B市に転入した際に入居したビルの大家さんから、56年3月まで入居世帯の班長として国民年金保険料などを集金するよう頼まれたので、入居していた5世帯のうち、国民年金に加入していた1世帯と私の分と併せて国民年金保険料をC農協で納付したのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間前後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回、適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る住民票から申立人がB市への転入手続をしたことが確認できる昭和56年1月時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、申立人の申立期間に係る国民年金保険料納付方法についての主張は詳細かつ具体的である上、B市の回答から、申立期間当時、申立人の主張する方法で国民年金保険料が納付されていたことが確認でき、申立期間当時、申立人の世帯において国民年金保険料を納付する必要があったのは申立人のみであったことも踏まえると、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和41年7月から45年6月まで
③ 昭和45年10月

昭和35年ごろ、地区においてA市による国民年金制度の説明会があり、加入を勧められたので国民年金に任意加入して保険料を納付してきた。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、いったん当該期間の国民年金保険料が納付されたものの、国民年金被保険者資格取得日を昭和45年11月1日に訂正した上で還付されていることが確認できる。しかしながら、申立期間③については、申立人は他の被用者年金に加入しておらず、当該期間の国民年金保険料を還付すべき理由は無いことから、事実と異なる資格取得手続により還付処理が行われたものと考えられる。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日により申立人が国民年金に加入したと推認できる昭和45年12月ごろの時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、社会保険庁の記録上、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から50年3月まで

私は20歳のころから左官見習いのためA市B区に住んでいたが、そのころから郷里であるC町（現在はD市）の母親が私の国民年金保険料を地区の納付組織に納付していた。母親と同居していた妹からも、母親が確かに私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。昭和49年ごろからは、母親が納付できなくなったので、私がA市B区で加入手続をし、自分で納付した。そのころは、仕事の関係で、B区にいないことが多かったので、B区に帰ったときにまとめて納付した記憶がある。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月から49年ごろまでの国民年金保険料は申立人の母親が実家のある旧C町で納付し、それ以降の国民年金保険料は、申立人がA市で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月ごろにA市において払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち、昭和38年12月から46年12月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、E社会保険事務所及び旧C町には、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は無く、申立期間について、申立人が旧C町において国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、旧C町において申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は

旧C町における申立期間の国民年金保険料納付に関与していない上、申立人の母親は既に亡くなっていることから、旧C町における申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

- 2 一方、申立人は、昭和49年4月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されて以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳到達以降の平成16年7月からも国民年金に任意加入して保険料を納付しており、国民年金の加入手続を行って以降の申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和49年ごろ以降にA市B区において国民年金保険料を納付していた時期は仕事の関係で不在がちであったため、帰宅した時にまとめて区役所で納付していた記憶があると主張しているところ、A市B区の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の50年4月から同年12月までの国民年金保険料が同年12月に一括納付されていることが確認できる上、A市B区は、申立期間当時、庁舎内に金融機関があり区役所において国民年金保険料の過年度納付も可能であった旨回答している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年3月まで
② 平成元年4月から同年9月まで

私は、申立期間①当時は大学生で県外に居住していたが、A市の母親が私の国民年金保険料を父の分と併せて納付していた。

申立期間②当時は社会人で県外に居住していたが、A市の母親が私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、社会保険庁の記録上で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和56年2月に国民年金に任意加入後、申立期間①直前の58年3月までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、戸籍の附票から、昭和57年9月にA市から申立期間①当時居住していたB市に住民票を異動していることが確認できるところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、申立人の両親の希望により、申立人の住民票をB市に異動した後も、60年3月に大学を卒業するまで引き続きA市において申立人の国民年金保険料納付を認める旨の記載が確認できる上、申立人が転居後の57年9月から58年3月までの国民年金保険料が実際に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の父親は申立期間①の国民年金保険料を納付している上、申立期間①当時、申立人の両親に職業変更などは無く、生活状況に大きな変化は認められない上、厚生年金保険被保険者であった申立人の母親に係る当時の標準報酬月額から、申立人の母親は、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付する資力は十分にあったと考えられ、申立期間①の国民年金保険料につ

いても納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人が国民年金被保険者資格を喪失後、再び申立期間②に係る国民年金の加入手続を行ったのは、平成3年8月29日であることが確認でき、この時点では、申立期間②の一部の期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年1月まで
② 昭和43年8月から48年1月まで

私は大学を卒業後、家業に従事した。父親が私の国民年金加入手続をし、昭和50年11月に結婚するまで保険料も納めてくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間について保険料を完納しているほか、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っており、国民年金加入手続以降の申立人及び申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和47年11月ごろと推認され、この時点で、申立期間②のうち、47年4月から48年1月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、国民年金の加入手続を行っておきながら、あえて当該期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和43年8月から45年9月までの期間は、申立人の父親が、申立人の国民年金加入手続を行ったと推認される昭和47年11月ごろの時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の父親が、申立期間②のうち、45年10月から47年3月ま

での国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行ったと推認される昭和47年11月ごろに41年4月にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月
 : ② 昭和43年4月から同年8月まで

申立期間の国民年金保険料は、地区の婦人会の集金で夫の分と一緒に納付した。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特殊台帳の記録及び市の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は昭和42年11月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年12月1日に国民年金被保険者資格を再取得しており、申立期間①は国民年金の未加入期間とされていたものを、昭和55年1月以降に、社会保険庁がさかのぼって国民年金の加入期間としていることが確認でき、この時点では、申立期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、特殊台帳の記録には、申立期間①と同様に、当初、国民年金の未加入期間とされている旨の記載が確認できるものの、当該特殊台帳には、申立期間②直前の昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料が毎月現年度納付された上で、申立期間②のうち43年4月の国民年金保険料が同年5月23日に現年度納付された記録が確認でき、申立期間②当時、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人の特殊台帳には、申立人が国民年金被保険者資格を喪失して厚生年金保険加入期間中の昭和48年度について、国民年金保険料が12か月分納付されたとする不自然な記録が確認でき、当時の行政側の記録管理が適切

に行われていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月16日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、19年10月から20年4月までは30円に、同年5月から同年7月までは40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで
私は、昭和18年から終戦の20年8月までA社B工場にタイピストとして勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、採用後に3か月間同社C工場に研修に行った。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の詳細かつ具体的な供述及び申立人の元同僚の証言等から、申立人が、申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社に照会した結果、「当社は、当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、B工場もそのうちのひとつで、同工場は、昭和18年12月に設立し、終戦をもって閉鎖している。また、いずれの工場も当時の関係書類は保存されていないことから、詳細は不明であるものの、一般的な在籍者は厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

さらに、申立人と勤務状況が同様であり申立人と同じ女学校の同級生である元同僚には、昭和19年10月に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、同様の取扱いであったと考えるのが自然である上、申立人は、「終戦によりB工場が閉鎖されたので退職した。」と供述しており、同社B工場の閉鎖に係るA社の照会結果とも一致する。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社B工場の記録を確認することができないにもかかわらず、同工場において勤務していたとする元同僚には、厚生年金保険被保険者名簿が無いにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録が確認できる。

このことについて、社会保険事務所に照会したところ、「事業所索引簿に記載が無く、被保険者名簿も存在しないため、新規適用年月日、全喪年月日の確認ができないが、昭和18年12月から20年9月末までは厚生年金保険の適用事業所として存在していたものと考えられる。」と回答している。

また、公文書館の資料によれば、昭和23年2月9日にD県庁は、火災の被害にあっていることが確認でき、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが、重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業場の協力を得て再生できると思う。」と当時のE課が述べていることが認められる上、当時の元職員からも、「修復作業には6、7人が当たり1年くらいかかった。その作業は事業所から関連資料を求め、ほとんど修復できたと思うが、全喪事業所もあったので、完全に修復できたか否かは今となっては不明である上、火災被害の全体状況までは知らない。」との供述を得られた。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿の備考欄に、「A社B工場」と記載されている厚生年金保険被保険者が多数いることが確認でき、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所とされていたことが推認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿には、被保険者名や資格の取得日などについて、多くの空欄が見受けられる。

加えて、社会保険庁が保管する同工場で勤務していたと考えられる者の被保険者台帳には「23・2・9（焼失）」と記載されたものも確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時の詳細は不明であるものの、申立人及び元同僚に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえることから、申立人は、昭和19年10月1日から20年8月15日までの期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳において、同性、同年齢から元同僚等であったと推認される者の標準報酬月額から判断すると、昭和19年10月から20年4月までは30円に、同年5月から同年7月までは40円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月1日から同年6月1日まで

私のA社における資格取得日が、昭和58年6月1日になっているが、給料支払明細書に記載のとおり58年5月分から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書及び雇用保険加入記録から、申立人は、A社において、昭和58年5月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部Cにおける資格取得日に係る記録を昭和48年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月21日から同年10月1日

私は、昭和37年3月13日にA社に入社後、平成16年12月31日に退職するまで継続して勤務していた。その間、異動のためDからCに転勤したことはあるが、その時も次の勤務先で給料が支払われた際に保険料は控除されていたはずである。

途中に空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現E社)の人事記録、E健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人が、A社及びA社B事業部Cに継続して勤務し(昭和48年9月21日にA社からA社B事業部Cに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業部Cにおける昭和48年10月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分国民年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 34 年 8 月ごろから家計を預かり、家族の国民年金保険料と一緒に私の分も納めていたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 38 年 12 月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、39 年 1 月に、その時点でさかのぼって納付可能な申立期間直後の 36 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで
私の国民年金保険料は、婦人会に加入を勧められて手続を行い、婦人会の集金により夫の分と一緒に納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫と一緒に婦人会で納付していたと主張しているところ、申立人の夫も、申立期間のうち昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料は未納である上、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付金額などの記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年7月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年9月まで

私は、昭和48年11月ごろであったと思うが、申立期間の国民年金保険料を1か月の間に2回に分けて納付したと思う。当時は、手元に30万円程度のお金を持っており、国民年金保険料もここから納付した。

今回、私の年金記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、昭和55年1月に払い出されたことが確認できるところ、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が主張する「昭和48年11月ごろ」時点での国民年金保険料の納付はできなかつたものと思われる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の特殊台帳には、申立期間直前の昭和36年4月から42年4月までの国民年金保険料（29万2,000円）が、55年1月17日及び同年1月24日の2回に分けて特例納付されていることが確認できるが、これは、申立人が主張する納付方法や納付金額とおおむね一致することから、申立人が、当該特例納付の時期及び納付期間を錯誤している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年9月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続をして以降、地区の婦人会を通じて保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料額などの記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は地区の婦人会を通じて納付していたと主張しているところ、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料が納付されないまま、申立人が昭和60年10月30日に国民年金の任意加入被保険者資格の喪失を申し出た記録が確認できる上（申立期間については、平成7年2月に社会保険庁が未加入期間に記録訂正済み。）、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳には、申立期間のうち59年1月から同年3月までの国民年金保険料の過年度納付書が発行された記録が確認でき、当該期間の保険料が、地区の婦人会を通じて納付されたとは考えにくい。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の二男は、申立期間を含む昭和58年7月以降の国民年金加入期間について申請免除となっているほか、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 29 日から 44 年 4 月 30 日まで

私は、新聞広告を見て昭和 42 年 9 月 29 日から 44 年 4 月 30 日まで、A 社の B 店に勤務し、その間厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社は、平成 16 年 3 月 31 日事業廃止となっている上、元事業主の妻に照会した結果、「申立期間当時は、会社の基礎造りの段階で、会社が厚生年金保険の適用事業所の届出をしたのは、昭和 46 年で、C 健保組合に加入したのも同時期であり、申立期間当時、厚生年金保険料を控除していたか否かについては、夫（事業主）は既に死亡しており、当時の関連資料も無く分からない。」と供述している。

また、社会保険庁の記録から、A 社は、昭和 46 年 2 月 1 日に適用事業所になっており、申立期間は厚生年金保険の未適用事業所であり、申立人が記憶する元上司及び元同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 5 日から 41 年 9 月 21 日まで
私は、昭和 36 年 7 月 5 日から 41 年 9 月 30 日まで、A 社 B 店に勤務し、同年 10 月 6 日に C 市で結婚後、D 市に転居したので、脱退手当金を受け取れる状況にない上、同社から脱退手当金の説明もなく、旧姓で受給していることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 店に係る社会保険庁の記録から、申立期間における同社 B 店の従業員 127 人について、脱退手当金の支給記録を確認した結果、61 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち、54 人が 1 年以内に支給されている上、旧姓で支給を受けた者は 22 人であることが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚に照会した結果、「退職する際、事業所から A 4 判程度の書類を渡され、署名、押印して手続きすれば、一時金を支給すると説明を受け、その手続きをしたところ、後日、通知が来て郵便局で受給した。」と供述しており、当時、事業主において、代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

さらに、申立人及び申立人が記憶する元同僚の被保険者原票には、いずれも脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 42 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 34 年 3 月に中学校を卒業し、学校の紹介で申立期間において、A社B工場に勤務していたのに、申立期間の厚生年金加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間において、A社B工場に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社（A社から名称変更）に照会した結果、「申立人の在籍を証明できる資料は無く、当時のB工場の人事担当者から、昭和 30 年代のB工場では、臨時及びアルバイトの従業員が多数で、数か月で辞める者が多く、厚生年金保険に加入させない者も多数いたと聞いている。」と回答しており、厚生年金の加入状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録では申立人及び申立人の記憶する元同僚の氏名も確認できない。

さらに、申立人の出身中学校に照会したところ、「卒業時、申立人については、D市内のE社に幹施した記録しか存在しない。」との回答があり、F社（E社から名称変更）の職歴について調査したものの、当該事業所においても申立人の氏名を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 4 日から 48 年 11 月 30 日まで
私は、申立期間において、仕出し店の A 社で勤務したのに記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社は既に全喪しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明であるものの、元同僚は、「A 社は社員をあまり厚生年金保険に入れていなかったと思う。」と供述している上、複数の元同僚についても、同社において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、当時、事業主は必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 41 年 2 月 13 日に夫の政府管掌健康保険の被扶養者の再認定を受け、49 年 1 月 30 日に解除されていることが確認でき、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことは考え難い。

さらに、申立期間における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 4 月に A 社に入社し、申立期間において、同社 B 出張所、C 出張所、D 出張所、E 出張所及び F 出張所に勤務した。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、当時、社会保険事務を一括処理していた A 社 G 支店に照会したところ、「当時の関連資料が無く、厚生年金保険料を給与から控除していたかは不明であるものの、申立人は、申立期間は現場職員であった。現場職員は、各現場が厚生年金保険の加入の有無を判断していたが、ほとんどが加入していなかったと思う。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、社会保険事務所が保管する A 社 G 支店及び A 社工作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、A 社 B 出張所、同社 D 出張所、同社 E 出張所及び同社 F 出張所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

加えて、申立期間は 63 か月と長期間であり、この間、仮に申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするならば、その後、毎年、社会保険事務所に提出する算定基礎届において、賃金台帳と突合する機会があったにもかかわらず、そのいずれの機会においても突合漏れがあったとは考え難く、事業主は、社会保険事務所に申立人に係る厚生年金保険被

保険者資格の取得の届出を行っておらず、その結果、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。